

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月30日から同年3月1日まで
② 昭和35年11月18日から37年8月1日まで

申立期間①については、A社から系列会社であるB社へ異動になったときに、空白期間が生じている。当時はA社が経営していたCでDをしており、B社の開館日の前日までCに勤務していたため、この期間が厚生年金保険に未加入というのはおかしいので、記録の訂正をお願いしたい。

申立期間②については、E社に入社した日が昭和35年4月1日になっているが、実際の入社は同年11月であり、前職のB社とE社の被保険者期間が重複しており、この重複期間が解消しE社だけの被保険者資格となった申立期間②の標準報酬月額が8,000円と記録されているが、もっと多くの給料をもらっていたはずなので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料は無く、異動の発令日は不明であるが、A社で給与事務を担当していた同僚は、「B社への異動は、関連会社間での人事異動であり、同社が適用事業所となるまでは引き続きA社から給与を支払っていたので、社会保険料の控除を中断する理由は見当たらない。」と

証言していることから、B社が適用事業所となる昭和35年3月1日までの期間は、A社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったと考えるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、「E社に入社したのは昭和35年11月であり、前職のB社との被保険者期間が重複しており、この重複期間が解消しE社だけの被保険者資格となった申立期間②の標準報酬月額が8,000円と記録されているのはおかしい。」と主張している。

申立人の厚生年金保険の記録は、前職のB社に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和35年11月18日に、E社に係る資格取得日が同年4月1日にそれぞれなっていることから、同年4月1日から同年11月18日までは、厚生年金保険の被保険者期間が重複する期間になっている。また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記録は、36年7月1日に資格を取得した健康保険番号（以下「健保番号」という。）*番の被保険者の次に、35年4月1日に*番にて追加登録されていることが確認でき、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、健保番号、資格取得年月日など、複数の訂正箇所を確認できる。

しかしながら、これらのことについて、F年金事務所では、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を基に処理したと思われるとしているほか、当該健康保険厚生年金保険被保険者原票に複数の訂正箇所を確認できることについては、その原因を把握できる資料が無いため不明としている。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得時及び健康保険厚生年金保険被保険者原票のいずれにおいても、8,000円と記録されているが、事業主が別の金額で届け出たことをうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとも言えない。

さらに、E社は既に閉鎖されており、当時の事業主も所在が不明のため、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の複数の同僚から供述が得られたが、申立人は班長に次ぐ立

場であったとするものの、当該期間において申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことについて、具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1122～1127（別添①一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添①一覧表参照）の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添①一覧表参照）

A社において、申立期間に支給された賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支給明細書（差引支給額）から、申立人は、＜申立期間＞（別添①一覧表参照）において、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添①一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件6件（別添①一覧表参照）

別紙①【厚生年金あっせん一覧表(滋賀)】

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
1122	男		昭和23年生		① 平成16年 8 月10日	20万円
					② 平成17年 8 月11日	20万円
					③ 平成18年 8 月11日	20万円
					④ 平成19年 8 月11日	20万円
1123	男		昭和27年生		① 平成16年 8 月10日	18万円
					② 平成17年 8 月11日	18万円
					③ 平成18年 8 月11日	20万円
					④ 平成19年 8 月11日	15万円
1124	男		昭和23年生		① 平成16年 8 月10日	20万円
					② 平成17年 8 月11日	20万円
					③ 平成18年 8 月11日	20万円
					④ 平成19年 8 月11日	20万円
1125	男		昭和33年生		① 平成16年 8 月10日	20万円
					② 平成17年 8 月11日	20万円
					③ 平成18年 8 月11日	20万円
					④ 平成19年 8 月11日	20万円
1126	男		昭和18年生		① 平成16年 8 月10日	15万円
					② 平成17年 8 月11日	15万円
					③ 平成18年 8 月11日	15万円
					④ 平成19年 8 月11日	15万円
1127	男		昭和39年生		① 平成16年 8 月10日	15万円
					② 平成17年 8 月11日	15万円
					③ 平成18年 8 月11日	18万円
					④ 平成19年 8 月11日	18万円

滋賀厚生年金 事案 1128～1131（別添②一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添②一覧表参照）の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添②一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添②一覧表参照）

A社において、申立期間に支給された賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支給明細書（差引支給額）から、申立人は、＜申立期間＞（別添②一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、＜申立期間＞（別添②一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添②一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件4件（別添②一覧表参照）

別紙②【厚生年金あっせん一覧表(滋賀)】

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
1128	男		昭和25年生		① 平成16年 8 月10日	9 万8, 000円
					② 平成17年 8 月11日	9 万8, 000円
					③ 平成18年 8 月11日	9 万8, 000円
					④ 平成19年 8 月11日	9 万8, 000円
1129	女		昭和51年生		① 平成16年 8 月10日	9 万8, 000円
					② 平成17年 8 月11日	11 万8, 000円
					③ 平成18年 8 月11日	13 万円
					④ 平成19年 8 月11日	13 万円
1130	男		昭和44年生		① 平成16年 8 月10日	5 万円
					② 平成17年 8 月11日	4 万8, 000円
					③ 平成18年 8 月11日	5 万円
					④ 平成19年 8 月11日	5 万円
1131	男		昭和48年生		① 平成16年 8 月10日	9 万8, 000円
					② 平成17年 8 月11日	9 万8, 000円
					③ 平成18年 8 月11日	9 万8, 000円
					④ 平成19年 8 月11日	9 万8, 000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者となることができない個人事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月1日から34年9月1日まで
② 昭和42年10月1日から47年12月1日まで

申立期間①は、A市内のB事業所において、また、申立期間②は、C市内のD事業所において、継続してEの業務に従事しており、抜け落ちはあり得ない。早急に記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所の事業主の証言から、時期は特定できないが、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿において、B事業所は、昭和31年11月に適用事業所ではなくなっており、改めて適用事業所となったのは、34年9月1日であることが確認できる。

また、申立人の長女は、申立人が厚生年金保険等の社会保険料をF社G支店に毎月納めに行っていたと証言していることから、同社本社に確認したところ、人事担当者は、「F社とEは、販売委託契約を結んでいるだけの全くの別組織であるため、Eの社会保険に関する情報、資料等は一切無い。」と証言している。さらに、同社G支店長は、「支店にEの社会保険料の納付を代行するような機能や制度は、私が知る限り無かった。可能性があるとするれば、E間の親睦会の事務局が支店にあり、その会費の納入ぐらいだと思う。いずれにしても、

社会保険料の納入であることは考えられない。」と証言している。

申立期間②について、申立人の家族及び申立人を知る複数の関係者が、申立人はB事業所から独立して、D事業所の個人事業主であったと証言している。また、申立人の妻は、C市での事業所の名称をD事業所と証言していることから、オンライン記録により、類似する名称の事業所を確認した結果、D事業所の名称で登録されている事業所が1件該当した。しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名に係る記載は無い上に、当該事業所の新規適用日は昭和38年5月1日、適用事業所ではなくなった日は43年3月1日であることから、申立期間のうち、同年3月1日から47年12月1日までの間については、適用事業所としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、申立人が昭和28年当初からEの権利を得て、個人事業主として事業に従事していたと主張しているが、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主はそもそも被保険者となることができないものとされている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 21 日まで
② 昭和 40 年 7 月 2 日から同年 11 月 26 日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から4か月後の昭和41年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該未請求期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえなくない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 13 日から 36 年 9 月 18 日まで
② 昭和 36 年 10 月 25 日から 38 年 1 月 15 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 22 日から 40 年 8 月 31 日まで

出産育児のためA事業所を退職し、復職については将来いつになるか分からないので会社に相談して脱退手当金の手続をしてもらったと思うが、受け取った記憶は無い。

しかし、国（厚生労働省）の記録では脱退手当金を受け取ったことになっており、納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所から提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「支払済」の記載がある上、昭和 41 年 8 月 2 日付けの年金勘定保険給付費支払済集計表には、申立人を含む 4 人分の隔地払の記録が確認できる。

また、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、前述の裁定請求書において、当該未請求期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。